

# 3 大規模自然災害への対応

- 東日本大震災で被災した農地・農業用施設等については、福島県の原子力被災12市町村の一部を除き、ほぼ全ての復旧が完了しました。
- 近年の豪雨等の自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、ため池の防災・減災対策や流域治水の取り組みを推進します。

## 東日本大震災からの復旧・復興

政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興期間を10年とした上で、被災地の復旧・復興に取り組んできました。地震・津波被災地域では復興の総仕上げの段階に入っており、令和3年度から5年間で復興事業が役割を全うすることを目指しています。

現在、地震及びそれに起因した大津波により被災した農地・農業用施設等については、福島県の原子力被災12市町村の一部を除き、ほぼすべての復旧が完了しました。

津波被災地域の農地については、除塩や畦畔の修復などを進め、令和2年度までに津波被災農地の94%で営農再開が可能となりました。

引き続き、被災地の農地・農業用施設等の復旧・整備を着実に進めていきます。

## 大規模自然災害への備え

近年の豪雨等の自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、ため池の防災・減災対策や流域治水の取り組みを推進します。

大規模自然災害が発生した際には、農地・農業用施設の早期復旧が図られるよう、手続きの簡略化等の災害査定効率化を進めるとともに、国職員による地方公共団体への技術支援を推進します。

項目	被害状況	進捗状況 (%)					
		0	20	40	60	80	100
農地 令和2年 6月末時点	6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の復旧対象農地 19,690ha	復旧対象のうちの94% (18,560ha営農再開が可能)					
主要な排水機場 令和2年 3月末時点	復旧が必要な主要な排水機場 96カ所	100% (復旧完了または実施中：96箇所)					

